

Title	目で見るWHO 第92号 巻末資料等
Author(s)	戸田,登美子
Citation	目で見るWHO. 2025, 92, p. 34-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/102317
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

(公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関(WHO)の沿革

		MODIFICATION OF			
	1948★	国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が設立し、「WHO 憲章」が発効した。			
	1965	WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された(本部京都)。			
		WHO 講演会等の事業活動を開始。			
1966 「世界保健デー記念大会」開催事業を開始。		「世界保健デー記念大会」開催事業を開始。			
	1968	機関誌『目で見る WHO』創刊号発行。			
	1970	小中学生を対象に保健衛生に関する作文コンクール事業を開始。			
	1981	老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。			
	1985	WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。			
	1994	海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を実施。			
	1996★	WHO 健康開発総合研究センター(WHO 神戸センター)開設。			
	1998	WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。			
	2000	全国各地に支部が設立され、健康フォーラム事業などを展開。			
2004		業務運営と WHO のロゴ使用に関して、厚生労働省より改善勧告を受ける。			
	2005	倫理委員会を設置し、すべての支部を閉鎖。			
	2007 事務局を京都より大阪市に移転。翌年2008年に事務局を現在の大阪商工会議所内に移				
	2009	『目で見る WHO』を復刊し、健康に関するセミナーを実施。			
	2010	關淳一氏(元大阪市長)が理事長に就任し、組織体制を一新。			
		WHO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を実施。			
	2011	メールマガジンの配信を開始。WHO インターンシップ支援助成を開始。			
	2012	公益社団法人格を取得。WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。			
	2013	第5回アフリカ開発会議(TICAD)公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。			
	2014	WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。			
	2019	ワンワールド・フェスティバル(大阪市)に参加。「関西グローバルヘルスの集い」セミナー開始。			
		英語名称を、Friends of WHO Japan に変更。			
	2020	ラオス小児外科プロジェクト開始。医療従事者応援はがきプロジェクト開始			
	2022	「世界保健デー」国内イベントを復活。			

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年7月に世界の 61 カ国がニューヨークに集い、健康と平和への願いを込めた憲章に調印し、1948 年4月7日に WHO 憲章が発効され、国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康とウェルビーイングを考え、WHO 憲章の普及と人々の健康増進につながる活動を展開してきました。

歷代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長	中野種一郎(1965-73)	副会長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
理事長	平沢 興(1974-75)	副理事長	野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	字佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-2023)	

WHO憲章

世界保健機関(WHO)憲章は、1946年7 月22日にニューヨークで61か国の代表に より署名され、1948年4月7日より効力 が発生しました。日本では、1951年6月 26日に条約第1号として公布されました。 その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な 肉体的、精神的及び社会的福祉の状 態であり、単に疾病又は病弱の存在しな いことではない。到達しうる最高基準の 健康を享有することは、人種、宗教、政 治的信念又は経済的若しくは社会的条件 の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いも のです。日本WHO協会では、21世紀の 市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、 理事のメンバーが討議を重ね、以下のよ うな仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事長 中村安秀

世界保健機関憲章前文(日本WHO協会仮訳)

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of cooperation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸 原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障 の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないという ことではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社 会的にも、すべてが 満たされた状態にあることを いいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によっ て差別されることなく、最高水準の健康に恵まれ ることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひ とつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と 安全を達成するための基礎であり、その成否は、個 人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにか かっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することが できれば、その国のみならず世界全体にとっても 有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異 なると、すべての国に共通して危険が及ぶことに なります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。 そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら 生きていける力を身につけることが、この成長の ために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関 連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが 不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力す ることは、人々の健康を向上させていくうえで最も 重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、 その責任を果たすためには、十分な健康対策と社 会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を 増進し保護するため互いに他の国々と協力する目 的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第 57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世 界保健機関を設立します。

2024年4月現在194か国と 2準加盟地域 日本は1951年5月に加盟 本部 ジュネ・ (スイス) -ロッパ地域事務局 (EURO) 西太平洋地域事務局 (WPRO) コペンハーゲン ニラ(フィリピン) アメリカ地域事務局/汎米保健機構 東地中海 地域事務局 (AMRO/PAHO) (EMRO) ワシントンDC カイロ(エジプト (アメリカ合衆国) フリカ地域事務局 (AFRO) 南東アジア地域事務局

African Region South-East Asia Region Easten Mediterranean Region Region of the Americas European Region Western Pacific Region

ブラザビル

(コンゴ共和国)

https://www.who.int/about/who-we-are/regional-offices を基に日本WHO協会で作成

南北アメリカ地域

アメリカ合衆国 アルゼンチン アンティグア・バーブーダ ウルグアイ エクアドル エルサルバドル カナダ ガイアナ キューバ グアテマラ グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セントクリストファー・ネイビス

セントルシア チリ トリニダード・トバコ ドミニカ ドミニカ

セントビンセント・グレナディーン

ドミニカ ドミニカ共和国 ニカラグア ハイチ バシマ バシバトス パサマ パラグアイ ブラジル (*)プェルトリコ ベネノエラ ベリーズ ベリーズ

ホンジュラス

ボリビア

メキシコ

ヨーロッパ地域

アイスランド アイルランド アゼルバイジャン アルバニア アルメニア アンドラ イギリス イスラエル イタリア ウクライナ

ウクライナ ウズベキスタン エストニア オーストリア オランダ カザフスタン キプロス キルギスタン

ギリシャ クロアチア サンマリノ ジョージア スイス スウェーデン スペイン スロパキア スロバニア セルビア タジキスタン チェアーカ

デンマーク トルクメニスタン トルコ ドイツ ノルウエー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ

ベルギー ボスニア・ヘルツェゴビナ ポーランド ポルトガル

パーサント ポルトガル マルタ モナコ モルドバ モンテネグロ

2025 春号

ラトビア リトアニア ルーマニア ルクセンブルグ ロシア 北マケドニア

アフリカ地域

アルジェリア アンゴラ ウガンダ エスワティニ エチオピア エリトリア カーボベルテ カメルーン ガーナ ガボン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシベ ザンビア シエラレオネ ジンバブエ セイシェル セネガル タンザニア チャド トーゴ ナイジェリア ナミビア

ニジェール

ブルンジ

ベナン

ボツワナ

マダガスカル

ブルキナファソ

マラウイ
マリ
モーリシャス
モーリタニア
モザンビーク
リベリア
ルワンダ
レソト
赤道ギニア
中央アフリカ
南アフリカ

(SEARO)

ニューデリー(インド)

東地中海地域
アフガニスタン
アラブ首長国連邦
イエメン
イラク
イラン
エジプト
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
シリア

ジブチ スーダン ソマリア チュニジア バーレーン パキスタン モロッダン リピア レバノン バングラデシュ 東チモール ブータン ミャンマー モルディブ

朝鮮民主主義人民共和国

西太平洋地域

オーストラリア

カンボジア

キリバス クック諸島 サモア シンガポール ソロモン諸島 ツバシレ (*)トケラウ トンガ ナウル ニウエ ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー フィリピン ブルネイ・ダルサラーム ベトナム マーシャル諸島 マレーシア ミクロネシア連邦 モンゴル ラオス 大韓民国

南東アジア地域

インド インドネシア スリランカ タイ ネパール

https://www.who.int/countries を基に作成 (2024.4.1)

(*)は準加盟地域

中華人民共和国

日本

寄付者のご芳名

当協会にご寄付いただいた方々のご芳名を掲載させていただきます。 (匿名希望を除く。50音順、2025年2月末現在) この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

一般社団法人生産技術振興協会

編集委員のページ



戸田登美子(とだとみこ) 大手前大学国際看護学部 准教授

外国語系大学で中東文化やアラビア語等を学んだ後、看護師資格を取得。医療機関や日本看護協会国際部、看護系大学での勤務を経て2023年より現職。

花を咲かせるか根を張るか

2025年も早数か月が過ぎました。皆さまの2024年はどのような年でしたでしょうか。

2024年に韓国を訪れた際、子どもを見かける機会が日本以上に少なく、少子化の現状を肌で感じました。しかし、 医療機関でテクノロジーを駆使した先端医療や医療システムを見学し、そのような困難に対して新たな活路を見出 そうとしている力強さを感じました。シンガポールでも診察予約から検査結果などの医療データが集約化されたシ ステムなど、各国が社会の変化に対応している一端を知ることができました。

一方で、海外の友人から保健医療について日本のテクノロジーを紹介して欲しいと依頼されたものの、先方が期 待しているような情報を持ち合わせていないことに歯がゆさを覚えることもありました。

「 長い人生にはなあ どんなに避けようとしても どうしても通らなければ ならぬ道というものが あるんだな

そしてなあ そのときなんだよ 人間としてのいのちの根が 深くなるのは」

「道」相田みつを

物事の多寡にかかわらず、花を咲かせようと焦らずに深く根を張ることを忘れない一年にしたいと思います。

グローバルな視野から健康を考え、 国の内外で人々の健康増進につながる諸活動と WHO憲章精神の普及活動を展開しています。 私たちの活動に賛同し、

継続的ご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費		
正会員:個人	50,000円		
正会員:法人	100,000円		
個人賛助会員	1口:5,000円		
学生賛助会員	1口:2,000円		
法人賛助会員	1口:10,000円		



目で見る WHO

Visual Journal of Friends of WHO Japan

2025 春号 No.92 2025年4月1日 発行 定価 1,100円

> 発行者 中村安秀

編集委員 安田直史(編集長) 山田絵里(副編集長) 伊東真由美 小笠原理恵 木下英樹 柴原史歩 島津美寿季 清水ちとせ 白野倫徳 戸田登美子 林正幸 福井沙織 藤井まい 松澤文音 村田朱理 森本早紀 渡部雄一

> 編集協力:森井真理子 デザイン協力:根本睦子

発行所 公益社団法人 日本WHO協会 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F TEL ° 06-6944-1110 FAX ° 06-6944-1136 URL o https://www.japan-who.or.jp/

WHO への人的貢献を推進しよう

広告

株式会社 プロアシスト 代表取締役社長 阪田 敦視

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 4-33 北浜ネクスビル 28F TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

ポリグルソーシャルビジネス 株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全 1-15-18 TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090



岩本法律事務所

弁護士 岩本 洋子 弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-19-901 サンメゾン北浜ラヴィッサ 901 TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106

EKINCHO



化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』



世界初の 渦巻き型蚊取り線香





日本で初めての エアゾール殺虫剤



日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な 化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含 まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。









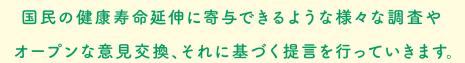


日本型セルフケアで、健やかな社会を。



日本セルフケア推進協議会は、国民の健康を第一に考え、 産学官の垣根を超えた横断的な情報交換を行うことで、 来るべきAI時代の大変化に対応し、



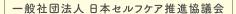
















©Expo 2025

SARAYAは、大阪・関西万博の BLUE OCEAN DOMEを応援しています。

SARAYAは、ZERI ジャパンが出展する万博のブルーオーシャンドームで海への理解を深め、「プラスチック海洋汚染防止」「海業の持続的発展」「海の気候変動の理解促進」を世界に発信し、ネットワークの拠点形成を目指す取り組みを支援します。





SARAYA ウェブサイト



ZERI ジャパン ホームページ



〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F TEL。06-6944-1110 FAX。06-6944-1136 URL。https://www.japan-who.or.jp/

